阿久根総合運動公園内スポーツ施設ネーミングライツパートナー募集要項

1　目的

阿久根市（以下「市」という。）では、民間企業等の広告機会を拡大するとともに、公共施設の魅力向上及び良好な公共サービスの継続的な提供を図るため、市が保有する公共施設において条例等で定めている施設の名称（以下「条例上の名称」という。）に代えて愛称を命名する権利 （以下「ネーミングライツ」という。）を民間企業等に付与してその対価を得る「ネーミングライツ事業」を実施する。

この募集要項は、市が選定した公共施設におけるネーミングライツの取得を希望する民間企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2　募集対象施設

施設名称	所在地	契約希望金額（年額）
阿久根市野球場	阿久根市赤瀬川 2486 番地１	50 万円（税込）
阿久根市陸上競技場	〃	70 万円（税込）

応募は施設ごとに行うものとする。複数施設への応募も可能とするが、その場合は、施設ごとに申込書及び提案額を提出すること。

3　募集概要

⑴　愛称付与の条件

ア　公共施設にふさわしいものとして、公序良俗及び市民福祉の理念に沿うものであって、市民に不利益を与えないものであるとともに、親しみやすさ、呼びやすさ、施設用途のわかりやすさなど、市民や施設利用者等の理解が得られるものであること。

イ　愛称が付与された場合においても、条例上の施設の名称は変更しない。

ただし、市はホームページや広報誌等において、積極的に愛称を使用するものとする。

なお、市民の混乱を避けるため、愛称が定着するまでの間は「愛称と条例上の名称の併記」とする場合や、法的効力を有する公文書（利用許可書等）においては「条例上の名称のみ」を使用する場合がある。

ウ　次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
④ 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
⑤ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
⑥ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
⑦ 国内世論が大きく分かれているもの
⑧ 市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
⑨ 市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
⑩ その他不適切であると認められるもの

エ 市民や施設利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできないものとする。

ただし、契約期間内において、当該愛称の内容が使用を禁止する愛称に該当することとなった場合は、当該愛称の変更を求め、又は使用を中止するものとする。

オ 応募者は、提案する愛称が第三者の商標権、著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。第三者との紛争が生じた場合は、応募者又はネーミングライツパートナーの責任及び費用において解決するものとする。

⑵ 契約期間

原則として３年以上とする。

なお、契約期間満了までに、市及びネーミングライツパートナー双方に不都合が生じなければ、次回期間の契約について優先的に交渉ができるものとする。

また、施設の改修等により、１か月以上にわたり施設を全面休館する場合は、当該休館期間に応じて契約期間を延長することができるものとする。この場合において、１か月未満の端数日数がある場合は、当該月を１か月として計算するものとする。

⑶ ネーミングライツ料

想定しているネーミングライツ料（消費税額及び地方消費税額を含む。）を年額で提案すること。

ただし、提案金額は、市が設定する希望金額以上とする。

契約期間が年度途中からとなる場合は、ネーミングライツ料の年額を 12 で除して得た額に契約月数を乗じて算定する。１か月未満の端数日数がある場合は、当該月を１か月として計算し、１円未満の端数は切り捨てる。

また、施設の改修等により、１か月以上にわたり施設を全面休館する場合は、当該休館期間に応じ、上記の算定方法によりネーミングライツ料を減額するものとする。

⑷　名称変更に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表のとおりとする。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担するものとする。

ただし、愛称を使用し、又は表示する範囲は、市が管理する看板、広報紙、公式ウェブサイト等の媒体を基本とし、その他の媒体への表示については、関係機関等との協議により決定するものとする。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復に係る費用（※１）		○
ネーミングライツパートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復に係る費用（※１）		○
新設した看板等の修繕等の維持管理に係る費用		○
新設した看板等を起因とした第三者への損害賠償に係る費用		○
愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツパートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更（※２）	○	

※１　敷地外や新規の看板設置等は、市や関係機関と協議の上、可能な表示について行うこととする。

※２　印刷物については、残部数や改定時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとする。

⑸　応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体とし、次のいずれかに該当する法人その他の団体は、応募することができない。

ア　政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制を受ける業種その他これに類するもの

ウ　貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業に係るもの

エ　公営を除くギャンブルその他これに類するもの

オ　法律に定めのない医療類似行為を行うもの

カ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの

キ　市から指名停止措置を受けているもの

ク　市税及び使用料などの債務を滞納しているもの

ケ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの

コ　社会問題を起こしている業種又は業者

サ　アからコまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

４　応募方法等

⑴　スケジュール

受付期間　令和８年 11 月２日（月）から 12 月 28 日（月）まで

※　持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

区　分	日　程
応募書類の受付	上記受付期間のうち随時
質問の受付	令和８年 11 月２日から 11 月 30 日まで
審査委員会による審査	受付期間終了後に、応募のあった施設ごとに一括して審査
選定結果の通知	審査終了後おおむね 10 日以内
優先交渉権者との協議	選定結果の通知後おおむね 30 日以内
契約締結及び公表	協議が整い次第
施設表示等の変更	契約締結日以降（契約締結時に協議）
愛称の使用開始	契約締結時に協議

※　応募受付期間終了後、当該施設に係る全ての応募者を同一の基準により一括して審査する。

⑵　質問方法

募集要項の内容に関して質問がある場合は、次のとおり任意様式の質問票を提出すること。

ア　提出書類

質問票（任意様式）※法人名、部署、担当者名、連絡先を明記すること。

イ　提出方法

「８　応募受付場所及び問合せ先」へ持参、郵送又は電子メールで提出

※　電子メールの場合、提出後に阿久根市教育委員会スポーツ推進課に電話連絡をするものとする。

ウ　受付期間

令和８年 11 月２日から 11 月 30 日まで

※　持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

エ　回答方法

質問及び回答は、質問者を特定できる情報を除き、市ホームページで公表する。

ただし、質問者独自の提案内容又は営業上の秘密に関するものは、公表しない場合がある。

⑶　提出書類

ア　ネーミングライツ申込書（様式１）

イ　事業者概要調書（様式２）

ウ　新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（任意の様式）

エ　法人にあっては、当該法人の定款（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

オ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

カ　法人等の申込日前において作成した直近の決算書類

キ　設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの

ク　市税の滞納がないことの証明書

⑷　提出部数

正本１部

⑸　提出方法

「８　応募受付場所及び問合せ先」へ持参、郵送又は電子メールで提出

※　電子メールの場合、提出後に阿久根市教育委員会スポーツ推進課に電話連絡をするものとする。

⑹　応募辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届を提出すること。

応募辞退届の様式は任意とするが、応募者の代表者氏名を記入・ 押印したものでなければならない。

⑺　その他

ア　必要に応じて、応募書類の補正や追加資料の提出を依頼する場合がある。

イ　応募書類において、虚偽の内容があった場合は、失格とする。

ウ　応募書類は、返却しないこととする。

エ　応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

５　選考方法

⑴　審査委員会の審査

ア　ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提案された愛称、契約希望金額その他の提案内容を総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行う。

イ　複数の応募があった場合には、優先交渉権者を選定するとともに、次点以下の交渉順位についても決定する。

ウ　応募者が１者の場合でも、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかの審査を行う。

エ　合計得点が満点の６割に満たない場合は該当者なしとする。

また、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがある。

⑵　審査基準等

審査項目及び審査内容並びに点数の配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージや設置目的との整合性	20 点
地域貢献等	地域貢献等の理念、活動実績、今後の活動等 市内の本店又は支店の有無	20 点
提案	施設の魅力向上等に関する市への提案内容	10 点
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	20 点
ネーミング ライツ料	提案金額の妥当性	30 点
合計点		100 点

⑶　審査結果

審査委員会の選定結果に基づき、審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者を公表するものとする。

なお、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととする。

６　ネーミングライツ決定及び公表

⑴　契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行うこととする。

⑵　ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ及び広報誌等により公表する。

なお、審査項目に基づく評価結果は非公表とする。

7　契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約満了を待たず契約を解除できることとする。

その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とする。

8　応募受付場所及び問合せ先

〒899-1611
鹿児島県阿久根市赤瀬川 2486 番地 1
阿久根市教育委員会スポーツ推進課
電話 0996-73-4649（直通）
電子メール sports@city.akune.kagoshima.jp